

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業実施要綱

(制定) 令和4年11月21日付4環改保第811号

(改正) 令和6年3月19日付5環改保第1424号

(改正) 令和6年4月19日付6環改保第120号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が実施する、省エネ型ノンフロン機器普及促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、冷凍冷蔵機器等の使用時の漏えい等により排出されるフロン類（CFC、HCFC及びHFCをいう。以下同じ。）の削減及び脱炭素化の推進のため、東京都内（以下「都内」という。）の事業所において省エネ型ノンフロン機器を新たに導入する者に対して、その機器の導入に要する経費の一部を助成し、省エネ型ノンフロン機器の普及促進を図る。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 省エネ型ノンフロン機器 フロン類ではない自然冷媒（アンモニア、二酸化炭素、空気、水、炭化水素等を冷媒とするものをいう。以下同じ。）を使用した冷凍冷蔵機器等であって、同等の冷凍冷蔵能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器等と比較して使用時のエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの（実用化に至っていないと判断される機器は除く。）をいう。
- 2 冷凍冷蔵機器等 物品の冷却・凍結・乾燥などの品質管理や保持、動植物の生育環境や居住空間の快適性の維持等を目的として、対象の温度・湿度等を調節して供給するための機器をいう。
- 3 大企業 第4 1（1）イからコまでに掲げる者を除く法人をいう。
- 4 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であって、次に掲げる要件に該当する者を除く。
 - （1）一の大企業（中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。
 - （2）複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。
 - （3）一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。
- 5 蒸気圧縮冷凍サイクル 蒸発した冷媒を圧縮機により圧縮・液化し、再循環させるものであり、

一般的には圧縮機、凝縮器、膨張弁及び蒸発器の4要素を含むものをいう。

- 6 コンデンシングユニット 冷凍冷蔵機器から蒸発器を除いた、圧縮機や凝縮器等をユニット化した機器をいう。
- 7 内蔵型ショーケース 蒸気圧縮冷凍サイクルの4要素が陳列室を構成する箱体に収められているものをいう。
- 8 別置型ショーケース コンデンシングユニットが機械室又は屋外に設置され、ショーケースが屋内に置かれたものをいう。
- 9 チリングユニット 圧縮機、凝縮器、膨張弁等に加え、液体を冷却するための蒸発器を組み合わせ、ユニット化したものをいう。
- 10 冷凍冷蔵ユニット コンデンシングユニット及びクーリングユニット（冷却装置）を組み合わせ、または組み合わせ、パッケージ化したものをいう。
- 11 リース契約 省エネ型ノンフロン機器の貸主が、当該機器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該機器を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した期間にわたり当該機器の使用料を貸主に支払う契約をいう。
- 12 割賦販売契約 省エネ型ノンフロン機器の所有者である売主が、当該機器の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該機器の販売代金を受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該機器の所有権が売主に留保されることを条件に、当該機器を販売する契約をいう。
- 13 リース等事業者 リース契約又は割賦販売契約に基づき、機器の賃貸又は販売を行う者をいう。
- 14 リース等使用者 リース契約又は割賦販売契約に基づき、機器の賃借又は購入して、助成対象機器を使用する者をいう。

第4 本事業の内容

都は、次のとおり省エネ型ノンフロン機器の導入に要する費用の一部を助成する。

1 助成対象事業者

本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、第4 2に掲げる本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 都内に事業所を所有し、又は都内の事業所を使用する者であって、次に掲げるいずれかに該当すること。ただし、冷凍冷蔵倉庫若しくは食品製造工場を除く。

ア 大企業（ただし、別に定める要件を満たしていること。）

イ 中小企業者

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

- キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- ク 特別の法律により設立される法人、特別の法律により設立される民間法人又は協同組合等
- ケ 特殊法人
- コ 上記イ〜ケに準ずる者として公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適当と認める者

（2）次に掲げる者のうち、いずれかに該当する者であること。

- ア 都内で所有し、又は使用する事業所において、第 4 3 に掲げる本助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）を導入する助成対象事業者
- イ 前号及び本号アの助成対象事業者が導入する助成対象機器に係るリース等事業者

（3）前 2 号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
- エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
- オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

2 助成対象事業

助成対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）助成対象事業者が、都内で所有し、又は使用する事業所において、助成対象機器を新たに導入すること。
- （2）省エネ型ノンフロン機器の導入に伴い、既存の冷凍冷蔵機器等で冷媒としてフロン類を含むものを撤去する場合は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）」に基づき、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に、フロン類を適切に引き渡す（回収させる）こと。
- （3）助成対象機器の導入後に、省エネ型ノンフロン機器の省エネ性能及び普及促進に資するためのアンケート並びに現地調査等に協力できること。

3 助成対象機器

助成対象機器は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）蒸気圧縮冷凍サイクル方式を採用した、次に掲げる省エネ型ノンフロン機器であること。
 - ア 内蔵型ショーケース
 - イ 別置型ショーケース
 - ウ 冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット
 - エ 冷凍冷蔵ユニット（車載用、船舶用又は輸送用を除く。）
- （2）前号アからエまでの機器については、原則自然冷媒を使用していること。

(3) 新品であること。

4 助成対象経費

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額及び別に定める経費を除く。

- (1) 設備費 設備及び機器の購入に要する費用をいう。
- (2) 運搬据付費 購入物の運搬据付けに要する費用をいう。
- (3) 工事費 工事に係る材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。
- (4) 業務費 設備に係る調査、設計、試験及び検証等に要する費用をいう。ただし、第4 1 (1) アに掲げる者にあつては対象外とする。

5 助成金額

- (1) 第4 2に規定する助成対象事業に対する助成金額は、次に掲げる助成対象事業者の種別（助成対象事業者がリース等事業者である場合にあつては、リース等使用者の種別）に応じて、一の助成対象事業につき次に掲げる金額とする。
 - ア 第4 1 (1) アに掲げる者 助成対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、当該機器1台当たり1,600万円を上限とする。
 - イ 第4 1 (1) イからコまでに掲げる者 助成対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、当該機器1台当たり2,200万円を上限とする。
- (2) 助成対象事業に国その他の団体からの助成金や補助等の経費の支援（以下「当該助成金等」という。）を受ける場合は、本助成金の交付額から当該助成金等の額を控除するものとする。
- (3) 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が助成対象事業者に対して本助成金を交付するために造成する基金へ出えんを行う。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業の実施に必要な業務に係る経費として別に定める経費を助成する。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務を実施する。
- 3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 予算措置

都は、次の各項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の助成を行う。

- 1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第7 本事業の実施期間

本事業の実施期間は次の各項のとおりとする。

- 1 助成金の交付申請の募集期間は、令和6年度末までとする。
- 2 助成金の交付期間は、令和4年度から令和9年度までとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月19日付5環改保第1424号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月29日までに令和4年12月14日付4都環公地温第2308号の省エネ型ノンフロン普及促進事業助成金交付要綱第8条に基づき交付申請がされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月19日付6環改保第120号）

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。